

ここでは、2024年3月以降制定された改正規則及び近日中に制定予定の改正規則を次の表に示します。これらの改正規則のうち、主要なものの背景及び概要を各講演にて解説しています。

改正案件一覧

案件	改正規則等		制定日	施行日	備考(*)		
船体専門委員会審議案件							
船体構造部材の座屈強度評価	和	規則	C	24.06.27	24.07.01	(*1)	
	英	規則	C	24.06.27	24.07.01	〃	
ハッチカバー、ハッチコーミング及び閉鎖装置	和	規則	C,CS	24.06.27	24.07.01	(*1)	
		要領	B,CS	24.06.27	24.07.01	〃	
	英	規則	C,CS	24.06.27	24.07.01	〃	
		要領	B,CS	24.06.27	24.07.01	〃	
コンテナ運搬船の小倉口	和	規則	C	24.06.27	24.07.01	(*1)	
		要領	CS	24.06.27	24.07.01	〃	
	英	規則	C	24.06.27	24.07.01	〃	
		要領	CS	24.06.27	24.07.01	〃	
船楼端隔壁及び甲板室周壁の最小板厚	和	規則	CS	24.06.27	24.07.01	契約	
	英	規則	CS	24.06.27	24.07.01	〃	
Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules	和	要領	I	24.06.27	24.06.27	即日	
	英	要領	I	24.06.27	24.06.27	〃	
Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2023, Rule Change Notice 1	和	規則	CSR-B&T	24.06.27	24.07.01	契約	
	英	規則	CSR-B&T	24.03.08	24.07.01	〃	
同型船における図面提出省略	和	規則	B,海防規則, 安全設備,無線設備, 居住衛生, バラスト水, 冷蔵設備,高速船	24.06.27	24.07.01	契約	
		要領	B,海防規則, 安全設備,無線設備, 居住衛生, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 高速船,認定要領	24.06.27	24.07.01	〃	
	英	規則	B,海防規則, 無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,高速船, 旅客船,内陸水路	24.06.27	24.07.01	〃	
		要領	B,海防規則, 無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 高速船,旅客船, 内陸水路,認定要領	24.06.27	24.07.01	〃	
	船体建造時に適用される工作精度標準	和	規則	B	24.06.27	24.06.27	即日
			要領	B	24.06.27	24.06.27	〃
英		規則	B	24.06.27	21.07.01	〃	
		要領	B	24.06.27	21.07.01	〃	
ラダーキャリアベアリング	和	要領	C	24.06.27	24.06.27	(*2)	
	英	要領	C	24.06.27	24.06.27	〃	

案件	改正規則等		制定日	施行日	備考(*)		
鋼船規則 C 編関連	和	規則	C	24.06.27	24.06.27	(*2)	
		要領	C	24.06.27	24.06.27	〃	
	英	規則	C	24.06.27	24.06.27	〃	
		要領	C	24.06.27	24.06.27	〃	
登録検査	和	規則	事業所, A,B,C,D,UCSR-B&T, M,N,S,I,P,海防規則, 安全設備,無線設備, 居住衛生,船体防汚, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,自動化, 船橋設備,機関予防, 火災制御, 船体監視, 荷役集中,高速船, 強プラ	未	25.07.01	(*3)	
		要領	B,CS,D,GF,H,N,R, 海防規則, 安全設備, 無線設備,船体防汚, バラスト水, 揚貨設備,自動化, 高速船,強プラ, 認定要領	未	25.07.01	〃	
	英	規則	事業所, A,B,C,D,UCSR-B&T, M,N,S,I,P,海防規則, 船体防汚, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,自動化, 船橋設備,機関予防, 火災制御, 船体監視, 荷役集中,高速船, 旅客船,強プラ	未	25.07.01	〃	
		要領	B,CS,D,GF,H,N,R, 海防規則, 船体防汚, バラスト水, 揚貨設備,自動化, 高速船,旅客船, 強プラ,認定要領	未	25.07.01	〃	
	非破壊試験事業所	和	規則	M	未	25.01.01	即日
			要領	M	未	25.01.01	〃
		英	規則	M	未	25.01.01	〃
			要領	M	未	25.01.01	〃
鋼船規則 C 編関連 (2024 年改正 1)	和	規則	A,C	未	(*4)		
	英	規則	A,C	未	〃		
機関専門委員会審議案件							
往復動内燃機関の陸上試運転	和	規則	D	24.06.27	24.06.27	検査	
	英	規則	D,内陸水路	24.06.27	24.06.27	〃	
要領		内陸水路	24.06.27	24.06.27	〃		
クランク軸の疲労試験	和	規則	D,K	24.06.27	24.07.01	(*5)	
		要領	D,認定要領	24.06.27	24.07.01	〃	
	英	規則	D,K	24.06.27	24.07.01	〃	
		要領	D,認定要領	24.06.27	24.07.01	〃	
シリンダヘッド等に対する UT	和	規則	D	24.06.27	24.07.01	(*6)	
	英	規則	D,内陸水路	24.06.27	24.07.01	〃	

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)
過給機の承認試験	和	要領	認定要領	24.06.27	24.07.01	(*7)
	英	要領	認定要領	24.06.27	24.07.01	〃
排ガス浄化装置の排水系統における管装置腐食	和	規則	D	24.06.27	24.07.01	(*8)
	英	規則	D	24.06.27	24.07.01	〃
始動用空気圧縮機の容量	和	規則	D,高速船	24.06.27	25.01.01	(*9)
	英	規則	D,高速船,内陸水路	24.06.27	25.01.01	〃
燃料油サービスタンクの設備構成	和	要領	D	24.06.27	(*10)	
	英	要領	D	24.06.27	〃	
プロペラ	和	規則	K	24.06.27	25.01.01	(*11)
		要領	K	24.06.27	25.01.01	〃
	英	規則	K	24.06.27	25.01.01	〃
		要領	K	24.06.27	25.01.01	〃
極地氷海船の機関	和	規則	I	24.06.27	24.07.01	契約
	英	規則	I	24.06.27	24.07.01	〃
日本籍船舶における水バラストの電子記録簿	和	規則	バラスト水	24.06.27	24.06.27	即日
		要領	バラスト水	24.06.27	24.06.27	〃
重要な用途に必要な圧縮空気	和	規則	D	未	25.07.01	契約
		要領	D	未	25.07.01	〃
	英	規則	D	未	25.07.01	〃
		要領	D	未	25.07.01	〃
機関の遠隔制御及び自動制御	和	規則	D,自動化	未	(*12)	
		要領	D	未	〃	
	英	規則	内陸水路	未	〃	
		要領	内陸水路	未	〃	
管装置の熱応力解析	和	規則	N	未	25.01.01	契約
		要領	GF,N	未	25.01.01	〃
	英	規則	N	未	25.01.01	〃
		要領	GF,N	未	25.01.01	〃
可変ピッチプロペラの操縦性能	和	規則	B,D,高速船	未	25.01.01	(*13)
	英	規則	B,D,高速船, 内陸水路	未	25.01.01	〃
ガス燃料機関の IACS 統一規則	和	規則	B,D,GF,N	未	25.01.01	(*14)
		要領	GF,N,自動化,高速船, 認定要領	未	25.01.01	〃
	英	規則	B,D,GF,N,内陸水路	未	25.01.01	〃
		要領	GF,N,自動化,高速船, 内陸水路,認定要領	未	25.01.01	〃
アンモニア燃料の放出制御	和	規則	GF	未	25.01.01	(*15)
	英	規則	GF	未	25.01.01	〃
ガス安全機関区域内の燃料ガスベント管	和	規則	GF	未	25.01.01	即日
		要領	GF	未	25.01.01	契約
	英	要領	GF	未	25.01.01	〃
電気設備専門委員会審議案件						
サイバーレジリエンス	和	規則	登録規則, A,B,D,O,P,PS,Q,X, バラスト水,高速船, 強プラ	24.06.27	24.07.01	契約
		要領	B,X,自動化,高速船, 認定要領	24.06.27	24.07.01	〃
	英	規則	登録規則, A,B,D,O,P,PS,Q,X, バラスト水,高速船, 旅客船,内陸水路, 強プラ	24.06.27	24.07.01	〃
		要領	B,X,自動化,高速船, 内陸水路,認定要領	24.06.27	24.07.01	〃

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)
危険場所の電気機器	和	規則	GF,H,高速船	24.06.27	24.07.01	契約
		要領	H,R,高速船	24.06.27	24.07.01	"
	英	規則	GF,H,高速船, 内陸水路	24.06.27	24.07.01	"
		要領	H,R,高速船, 内陸水路	24.06.27	24.07.01	"
回転機の試験	和	規則	H	24.06.27	24.06.27	即日
		要領	GF,H,N	24.06.27	24.06.27	"
	英	規則	H,内陸水路	24.06.27	24.06.27	"
		要領	GF,H,N,内陸水路	24.06.27	24.06.27	"
自動化機器の環境試験	和	規則	D	24.06.27	24.07.01	(*16)
		要領	安全設備,認定要領	24.06.27	24.07.01	"
	英	規則	D,内陸水路	24.06.27	24.07.01	"
		要領	安全設備,認定要領	24.06.27	24.07.01	"
艙装専門委員会審議案件						
水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除	和	規則	D	24.06.27	(*17)	
		要領	B,D	24.06.27	"	
	英	規則	D	24.06.27	"	
		要領	B,D	24.06.27	"	
機関区域からの脱出設備に係る統一解釈	和	要領	R	24.06.27	24.06.27	即日
	英	要領	R,旅客船	24.06.27	24.06.27	"
附則の改正	和	要領	N	24.06.27	24.06.27	即日
	英	要領	N	24.06.27	24.06.27	"
小型船のアンカー設備	和	規則	B,CS	24.06.27	24.07.01	契約
		要領	CS	24.06.27	24.07.01	"
	英	規則	B,CS	24.06.27	24.07.01	"
		要領	CS	24.06.27	24.07.01	"
海水吸入口のグレーチング	和	規則	B	24.06.27	24.06.27	即日
	英	規則	B	24.06.27	24.06.27	"
貨物船の内部開口及び外部開口における閉鎖装置	和	規則	C,CS	24.06.27	24.06.27	即日
	英	規則	C,CS	24.06.27	24.06.27	"
船内騒音コードにおける機器の較正	和	規則	事業所,B	24.06.27	(*18)	
	英	規則	事業所,B	24.06.27	"	
固定式水系消火装置のガイドラインの改正	和	要領	R	24.06.27	24.06.27	即日
	英	要領	R	24.06.27	24.06.27	"
コンテナ固縛用金物の承認及び製品検査	和	規則	C,CS,L	24.06.27	(*19)	
		要領	L,認定要領	24.06.27	"	
	英	規則	C,CS,L	24.06.27	"	
		要領	L,認定要領	24.06.27	"	
IGF コードの統一解釈(開放甲板上以外に配置される燃料調整室)	和	要領	GF	24.06.27	24.06.27	即日
	英	要領	GF	24.06.27	24.06.27	"
アスベストを含む材料の定義	和	要領	B,海防規則, 安全設備,無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,高速船, 強ブラ, フローティング, 認定要領	未	25.01.01	即日
	英	要領	B,海防規則, 安全設備,無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,高速船, 旅客船,強ブラ, フローティング, 認定要領	未	25.01.01	"

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)
固定式炭酸ガス消火装置の予備品	和	要領	R	未	制定日	契約
	英	要領	R	未	制定日	〃
簡易型船舶自動識別装置	和	規則	安全設備	未	25.04.01	(*20)
		要領	安全設備	未	25.04.01	〃
曳航及び係留設備の要件の明確化	和	規則	B,C,CS	未	(*21)	
		要領	B,C,CS	未	〃	
	英	規則	B,C,CS,旅客船	未	〃	
		要領	B,C,CS,旅客船	未	〃	
管の適用, 分類, 試験等	和	規則	D	未	(*22)	
		要領	D,認定要領	未	〃	
	英	規則	D,内陸水路	未	〃	
		要領	D,認定要領	未	〃	
貨物油管及びバラスト管のフランジ継手及び曲がり管	和	要領	D	未	25.01.01	契約
	英	規則	D	未	25.01.01	〃
		要領	D	未	25.01.01	〃
ガス圧縮機及びポンプの試験等	和	要領	GF,N	未	(*23)	
	英	要領	GF,N	未	〃	
丸窓及び角窓	和	規則	L	未	制定日	即日
	英	規則	L	未	制定日	〃
仕上材等の発煙の可能性及び毒性	英	要領	R,旅客船	未	未	契約
タンカーの貨物管及びガスフリー管の配置	和	要領	D,S,R	未	未	契約
	英	要領	D,S,R	未	未	〃
材料専門委員会審議案件						
鋳鋼品の供試材等	和	規則	K	24.06.27	24.07.01	(*24)
		要領	K	24.06.27	24.07.01	〃
	英	規則	K	24.06.27	24.07.01	〃
		要領	K	24.06.27	24.07.01	〃
鋳鍛鋼品の材料	和	規則	D,K,M	未	25.01.01	(*25)
		要領	D,K	未	25.01.01	〃
	英	規則	D,K,M	未	25.01.01	〃
		要領	D,K	未	25.01.01	〃
9%ニッケル鋼の溶接施工方法承認試験	和	規則	M	未	制定日	(*26)
	英	規則	M	未	〃	〃
ガスバックングに関する溶接士技量資格区分	和	規則	M	未	制定日	(*27)
	英	規則	M	未	〃	〃
高マンガンオーステナイト鋼に対する製造方法の承認及び出荷時の検査	和	要領	K,認定要領	未	制定日	(*28)
	英	要領	K,認定要領	未	〃	〃
海洋構造物専門委員会審議案件						
2023 潜水コード	和	規則	潜水装置	24.06.27	24.06.27	即日
		要領	潜水装置	24.06.27	24.06.27	〃
	英	規則	潜水装置	24.06.27	24.06.27	〃
		要領	潜水装置	24.06.27	24.06.27	〃
IP コード	和	規則	証書規則,O	24.06.27	24.07.01	即日
		要領	O	24.06.27	24.07.01	〃
	英	規則	証書規則,O	24.06.27	24.07.01	〃
		要領	O	24.06.27	24.07.01	〃
海底資源掘削船におけるガス検知警報装置の設置場所	和	規則	P	24.06.27	(*29)	
	英	規則	P	24.06.27	〃	
検査関係案件等(専門委員会では審議されない案件)						
乗組員による自主点検記録の書式	和	要領	B	24.06.27	24.07.01	検査
	英	要領	B	24.06.27	24.07.01	〃

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)
低引火点燃料船の船級符号への付記の変更	和	規則	A,海防規則,高速船	24.06.27	24.07.01	(*30)
		要領	登録規則,A	24.06.27	24.07.01	"
	英	規則	A,海防規則,高速船,旅客船,内陸水路	24.06.27	24.07.01	"
		要領	登録規則,A	24.06.27	24.07.01	"
MARPOL 条約附属書VIの統一解釈(燃料油供給証明書の電子データ)	和	要領	海防規則	未	制定日	即日
	英	要領	海防規則	24.06.27	24.06.27	"
EEXI 関連の軸/エンジン出力制限解除の報告	和	規則	海防規則	24.06.27	24.06.27	即日
		要領	海防規則	24.06.27	24.06.27	"
	英	規則	海防規則	24.06.27	24.06.27	"
		要領	海防規則	24.06.27	24.06.27	"
有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認	和	規則	バラスト水	未	制定日	即日
	英	規則	バラスト水	未	制定日	"
水バラスト記録簿の書式	和	規則	バラスト水	未	25.02.01	即日
	英	規則	バラスト水	未	25.02.01	"
遠隔検査の取扱い	和	規則	海防規則,安全設備,無線設備,居住衛生,バラスト水	未	25.01.01	検査
		要領	海防規則,安全設備,無線設備,居住衛生,バラスト水	未	25.01.01	"
	英	規則	海防規則,安全設備,無線設備,バラスト水	未	25.01.01	"
		要領	海防規則,安全設備,無線設備,バラスト水	未	25.01.01	"

※当該一覧中で制定日が「未」となっている一部改正につきましては、本年中の制定を予定しています。

備考欄の説明

(詳細については、鋼船規則等一部改正の附則にてご確認下さい。)

即日… 施行日から適用

起工… 施行日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用

契約… 施行日以降に建造契約が行われる船舶に適用

検査… 施行日以降の検査申込みに適用

承認… 施行日以降の承認申込みに適用

入級… 施行日以降の入級申込みに適用

引渡… 施行日以降に引渡しが行われる船舶に適用

(*) 補足説明

(*1)… 2024年7月1日以降に建造契約が行われる船舶(全面改正される前のC編適用船も含む)に適用

(*2)… 制定日から施行

全面見直し以前の鋼船規則C編適用船の同型船については、2025年1月1日前に建造契約が行われる船舶まで全面見直し以前の鋼船規則C編適用可

(*3)… (1) 改正内容(1)

(鋼船規則B編2.1, 10.2, 12.2, 14.2, 15.2, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則2.1, 安全設備規則2.1, 無線設備規則2.4, 居住衛生設備規則2.1, 船体防汚システム規則2.2, バラスト水管理設備規則2.1, 冷蔵設備規則2.2.1, 揚貨設備規則2.3, 潜水装置規則2.2, 自動化設備規則2.2, 船橋設備規則2.2, 機関予防保全設備規則2.2, 総合火

災制御設備規則 2.2, 船体監視システム規則 2.2, 荷役集中監視制御設備規則 2.2, 高速船規則 2.1, 強化プラスチック船規則 2.2 及び旅客船規則 2.1 並びに関連検査要領) 2025年7月1日以降に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用

- (2) 改正内容(1)以外
2025年7月1日から適用
- (*4)… (1) 1編9章9.5.5, 2-1編9章9.3, 9.4及び9.5並びに2-5編4章及び10章以外
制定日から施行
- (2) 1編9章9.5.5, 2-1編9章9.3, 9.4及び9.5並びに2-5編4章及び10章
制定日から6ヶ月後の日以降に建造契約が行われる船舶に適用。ただし、申出により先取りで適用可。
- (*5)… (1) 鋼船規則D編附属書2.3.1付録2.4.1.3
2024年7月1日以降に承認申込みのあったクランク軸に適用
- (2) (1)以外の改正
2024年7月1日から施行
- (*6)… 2024年7月1日以降に承認申込みのあったディーゼル機関に適用
- (*7)… 次のいずれかに該当する過給機に適用
- (1) 2024年7月1日以降に使用承認の申込みのあった過給機
- (2) 2024年7月1日以降に使用承認の更新を行う過給機
- (*8)… 次のいずれかに該当する排ガス浄化装置に適用
- (1) 2024年7月1日以降に承認申込みのあった排ガス浄化装置
- (2) 2024年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される排ガス浄化装置
(ただし、船舶の所有者からの申出により先取りで適用可。)
- (*9)… 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
(ただし、船舶の所有者からの申出により先取りで適用可。)
- (*10)… (1) 鋼船規則検査要領D編図D13.9.1-2.注釈(3)及び図13.9.1-3.注釈(1)
2024年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
- (2) 前(1)以外
1998年7月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用
- (*11)… 次のいずれかに該当するプロペラに適用
- (1) 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に使用されるプロペラ
- (2) 2025年1月1日以降に承認申込みのあったプロペラ
- (3) 2025年1月1日以降に検査申込みのあったプロペラ
- (*12)… 主な改正内容は次のとおり
- (1) IACS統一規則M43(Rev.1)に伴って、M0船かを問わず主機の遠隔制御装置に関する要件を見直す。
- (2) 次の遠隔制御や自動制御に関わる要件を見直す。
 - (a) 非常用発電機エンジンの加速度防止装置に対するオーバーライドは、220kW未満も不要であることを明確化する。
 - (b) 熱媒油設備やボイラのバーナー用の燃料の温度低下警報は、燃料の温度(粘度)制御が行われる場合のみ適用する。
 - (c) 空気圧縮機の潤滑油圧力低下の要件は、潤滑油ポンプが装備される場合のみに適用する。
 - (d) 非M0船において、船橋に遠隔制御に必要な警報装置(潤滑油圧力低下等)を設ける規定を削除する。

上記改正内容(1)

2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
(ただし、船舶の所有者からの申出により先取りで適用可。)

上記改正内容(2)

制定日から施行

- (*13)…(1) 鋼船規則 B 編, 高速船規則及び内陸水路航行船規則
次のいずれかに該当する船舶に適用
(a) 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
(b) 2025年1月1日以降に IACS 統一規則 Z18 に基づく後進試験が行われる船舶
(2) 鋼船規則 D 編
2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
- (*14)…2025年1月1日以降に使用承認申込みのある機関に適用
- (*15)…次のいずれかに該当する船舶又はアンモニア燃料システムに適用
(1) 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶
(2) 2025年1月1日以降に承認申込みのあるアンモニア燃料システム
- (*16)…(1) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第7編 1.3.1 及び表 7.1-1.
2024年7月1日以降に使用承認の申込みのあった自動化機器及び装置に適用
(2) (1)以外の改正
2024年7月1日から施行
ただし、申出により遡及適用可
- (*17)…(1) 鋼船規則 D 編 25.2.1-4.及び 25.2.3-3.並びに鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.3-6.
次のいずれかに該当する船舶に適用
(a) 2024年1月1日以降に建造契約が行われる船舶
(b) 2024年7月1日以降に起工又は同等段階にある船舶(建造契約がない場合)
(c) 2028年1月1日以降に引渡しが行われる船舶
(2) 鋼船規則検査要領 D 編 D13.8.5-3.
次のいずれかに該当する水位検知警報装置に適用
(a) 前(1)が適用される船舶に搭載される水位検知警報装置
(b) 前(1)が適用されない船舶にあっては、引渡し後、交換等によって搭載される水位検知警報装置
- (*18)…船内騒音コード(IMO 決議 MSC.337(91))の騒音計及び較正器の較正に関する統一解釈が効力を生ずる日から施行
- (*19)…(1) 鋼船規則 C 編及び CS 編
2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
(2) 鋼船規則 L 編及び関連検査要領
制定日以降に検査申込みのあった固縛用金物に適用
ただし、申出により前倒しで適用可
(3) 船用材料・機器等の承認及び認定要領
制定日以降に承認申込みのあった固縛用金物に適用
ただし、申出により前倒しで適用可
- (*20)…2025年4月1日から施行。
ただし、2025年4月1日前に建造契約が行われた船舶については、主要な変更もしくは改造を行うか、又は最初の定期検査までの期間は適用しない。
- (*21)…(1) 改正内容(1)
(鋼船規則 C 編 1 編附属書 1.1 An1.3.1-7.及び C 編 1 編 14.4.1.4-4.並びに鋼船規則 CS 編 23.2.9 及び鋼船規則検査要領 CS 編 CS1.1.1-4.)

次のいずれかに該当する船舶に適用

- (a) 2024年1月1日以降に建造契約が行われる船舶
- (b) 2024年7月1日以降に起工又は同等段階にある船舶（建造契約がない場合）
- (c) 2027年1月1日以降に引渡しが行われる船舶
（全面改正される前のC編適用船にも適用）

(2) 改正内容(1)以外

制定日から施行

（全面改正される前のC編適用船にも適用）

(*22)…(1) 鋼船規則D編12.1.1, 12.1.3, 21.2.1及び内陸水路航行船規則7編10.1.1, 表7.10.1

2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

(2) 鋼船規則D編12.3.3, 表D12.9, 内陸水路航行船規則表7.10.9及び鋼船規則検査要領D12.4.2, 船用材料・機器等の承認及び認定要領第6編表6.9-1.

次のいずれかに該当するメカニカルジョイントに適用

- (a) 2025年1月1日以降に図面承認の申込みのあったメカニカルジョイント
- (b) 2025年1月1日以降に使用承認の更新を行うメカニカルジョイント

(3) 鋼船規則D編12.4.2, 内陸水路航行船規則7編10.4.2及び鋼船規則検査要領D12.4.2
2025年1月1日以降に承認申込みのあったねじ込み式管継手に適用

(4) 鋼船規則D編12.6.2, 13.17.2, 14.6.2及び内陸水路航行船規則7編11.16.2

2025年1月1日から施行

(5) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第6編6.9.1

2025年1月1日以降に次のいずれかに該当するプラスチック管装置に適用

- (a) 2023年7月1日以降に使用承認の申込みのあるプラスチック管装置
- (b) 2023年7月1日以降に使用承認の更新を行うプラスチック管装置
- (c) 2023年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるプラスチック管装置

(*23)…主な改正内容は次のとおり。

(1) IGCコードが適用されるガス圧縮機の試験・検査要件として、タイプテストの実施を規定し、製品検査の要件を見直す。

(2) IGCコードが適用されるポンプのタイプテスト及び製品検査の要件を見直す。

(3) 上記(1)及び(2)の改正に準じて、IGFコードが適用されるガス圧縮機及びポンプの要件を改める。

(4) 鋼船規則検査要領N編及びGF編附属書1において、実情に沿った内容とすべく、関連規定の見直しを行う。

上記改正内容(1)(2)(3)

次のいずれかに適用。

- (a) 2025年1月1日以降にタイプテストの申込みのあったポンプ又はガス圧縮機
- (b) 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるポンプ又はガス圧縮機

上記改正内容(4)

制定日から施行

(*24)…(1) 2024年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

(2) 船舶の所有者からの申し出により先取り適用可

(*25)…(1) 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

(2) 船舶の所有者からの申し出により先取り適用可

(*26)…(1) 鋼船規則M編4章4.1.4-2.

制定日から施行

- (2) 鋼船規則 M 編 4 章表 M4.7
制定日以降に申込のあった試験に適用
- (*27)…制定日以降に申込みのあった試験に適用
- (*28)…(1) 鋼船規則検査要領 K 編
制定日以降に検査申込みのあった鋼板に適用
ただし、申出により前倒しで適用可
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領
制定日以降に承認申込みのあった鋼板に適用
ただし、申出により前倒しで適用可
- (*29)…2023 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる海底資源掘削船に適用
- (*30)…(1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに登録規則細則
2024 年 7 月 1 日から施行
- (2) 前(1)以外
2024 年 7 月 1 日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶に適用